

令和7年5月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年5月13日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時05分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	篠田 寛
県立高校改革担当局長	田熊 徹
副局長	田村 暢
教育参事監（働き方改革担当）	濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当）	増田 年克
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	市川 幸春
支援部長	八矢 信宏
企画調整担当課長	鈴木 鎮夫
管理担当課長	高橋 慶吏
行政課長	飯田 馨
保健体育課長	元橋 洋介
子ども教育支援課長	本間 隆司
学校支援課長	吉野 哲也

- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 5月定例会 会議日程

日時 令和7年5月13日（火）9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 協議・報告事項

報告1

令和6年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

報告2

令和6年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査の結果等について

教育委員会 5月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 5月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりまして、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員ですけれども、吉田委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、協議・報告事項として「令和6年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」ほか1件の報告があります。
それでは、ここからの進行につきまして、会議規則第22条の2の規定により、吉田委員をお願いいたします。

吉田委員 それでははじめに、協議・報告事項の報告1に入ります。

報告 1 令和6年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について
説明者 飯田行政課長

行政課長 ファイル01をお開きください。「令和6年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」ご報告します。
1/18ページをご覧ください。はじめに「Ⅰ 調査の概要」です。この調査は、平成18年度から実施しており、令和3年度からは、わいせつ事案防止対策有識者会議の提言を踏まえて調査回数を年1回から2回に拡充しております。令和6年度の調査結果がまとまりましたので、ご報告します。「1 調査の目的」「2 調査対象等」「3 調査対象期間」は、資料記載のとおりです。
「4」に記載の「調査方法」のうち、「(2)」の教職員対象の調査においては、教育委員会や県議会からのご意見を踏まえて、令和6年度調査から自分以外の教職員等のセクハラ行為等を目撃した場合について、無記名回答を可とすることで、教職員が記名をためらうことなく回答できるように調査方法の見直しを行いました。
2/18ページをご覧ください。次に、「Ⅱ 調査の結果」の概要についてご説明します。まず、「1 生徒を対象とした調査」について、「(1) 被害状況」ですが、「①被害の内訳」は、回答数205件のうち、「自分自身が被害を受けた」は91件、「他の生徒が被害を受けた」は81件、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた

り、困っていたりすることがある」は33件でした。「②『自分自身が被害を受けた』の行為者及び被害内容」は、「行為者」が「先生」36人、「生徒」50人、「部活動の指導者」1人、「その他」4人でした。その具体的被害内容については、「性的なからかいや冗談などを言われた」と「必要もないのに体を触られた」がともに36件で最も多く、昨年度から増加しております。被害内容の延べ件数は136件となり、前回調査結果と同様でした。行為者の、その他の具体的内容は、表の枠外に記載のとおりです。

3/18ページをご覧ください。「(2) 被害の回答に対する当該校の調査結果」ですが、回答数205件の全てについて、県教育委員会から当該校の校長に回答内容を速やかに連絡し、調査及び対応を依頼したところ、「先生を行為者とする被害」は、回答件数82件中、45件30人について特定しました。特定件数は昨年度より10件増加し、特定率は54.9%でした。行為者が判明した場合は、当該教職員を校長が直接指導し、判明しなかった場合でも、教職員全体や学年集会等を活用して生徒に対する注意喚起を行うなどの措置を講じました。

次に、「2 教職員等を対象とした調査」です。この調査は、教職員が生徒に対して行ったセクハラについての自己申告と目撃情報になります。「(1) 回答状況」については、県立学校165校中3校から、「他教職員からの目撃情報等」の回答が5件ありました。また、令和6年度調査から無記名回答を実施し、5件中2件が無記名回答でした。「(2) セクハラ行為の内容」については、「生徒との距離感の近さ」が1件、「必要のない身体接触」が1件等、資料記載のとおりでした。行為が特定できたものについては、校長が当該教職員に対する指導等の措置を講じました。

なお、調査結果の詳細については、5/18ページから10/18ページまでに記載しております。

「Ⅲ 総括」です。調査結果を踏まえた総括について、簡単にご説明します。「自分自身が被害を受けた」の行為者は、「先生」が減少した一方で「生徒」は増加していました。「自分自身が被害を受けた」の具体的な内容は、「性的なからかいや冗談などを言われた」、「必要もないのに体を触られた」とする被害件数の合計が過半数を占めました。「自分自身が被害を受けた」と回答する性別属性については、女子生徒の被害件数が減少する一方で、男子生徒の被害件数が増加しております。先生を行為者とする被害で特定された年代属性は、60代以上が半数近くを占めておりました。

4/18ページをご覧ください。最後に「Ⅳ 今後の対応」です。本調査においては重大な事案はありませんでしたが、セクハラへの訴えは依然として多くあるため、引き続き、セクハラへの根絶に向けた取組の一層の強化が求められます。具体的に、教職員の意識向上にむけた啓発として、教職員対象の研修等において、この調査結果を踏まえ、生徒が教職員のどのような言動をセクハラと捉えているのかを具体的に示して、注意喚起を行っていきます。さらに、行政課が発行しているリーフレットに今回の調査結果やその具体例を掲載し、各学校での校内研修等に活用していきます。また、生徒間のセクハラや、学校生活以外での被害の訴えもあることから、生徒の意識向上にむけた啓発として、調査実施時に啓発資料等を活用し、「生命(いのち)の安全教育」の視点を踏まえつつ、セクハラ防止の指導をしながら調査を実施するとともに、被害を受けた場合の相談方法等の周知を図っていきます。先ほど申し上げましたけれ

ども、本調査結果の詳細と調査資料等を、5/18ページ以降に添付しておりますので、後ほどご覧ください。私からの報告は以上です。

吉田委員 何かご質問はありますか。

常陸委員 5/18ページの回答率でお聞きしたいのですが、令和5年度から令和6年度にかけて、回答率が75.3%から58.2%ということで、少し下がっているように見えるのですが、この辺りは理由や、回答率を上げるために打てた手立てだったり、何かお考えがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

行政課長 今回のセクハラ調査については、セクハラの被害を受けたことがある、また、目撃をしたことがあるということを実際に体験したことがない方については、回答しない形になっています。ですので、回答率が下がったことをもって、セクハラ調査の把握が十分でないとは思っていないのですが、そういったセクハラ調査の主旨をしっかりと生徒に伝えるとともに、生徒が回答しやすいように、従前からの見直しの中で、スマートフォン、パソコンから回答するように、生徒達に周知しているので、回答率が下がったことをもって、問題とは思っていませんけれども、引き続き生徒が回答しやすい環境や、もし万が一、セクハラ被害を受けた場合については、先ほど相談窓口の周知などをお伝えしましたが、そういったことをしっかりと生徒に周知することによって、学校内、県立学校におけるセクハラ防止等に努めていきたいと思えます。

笠原委員 私も常陸委員と同じところで、特に中等教育学校が2校から、2校のうちの1校ということで、昨年度は2校とも回答しているのですが、今の課長の説明だと、セクハラの被害などの状況がなかったということをもって、この1という数字を捉えているということよろしいのでしょうか。

行政課長 そうです。セクハラ防止を様々に指導している中で、昨年度の調査では2校ともセクハラを受けた等の回答があった。今年は啓発指導等の結果を踏まえて、1校はなかったと私どもは捉えております。

笠原委員 実際に例えば、調査期間中に回答ができないような学校行事などはなくて、今の説明で十分足りるという理解でよろしいですか。

行政課長 そうです。令和3年度から年2回調査を実施しています。年1回目と2回目で調査時期を分けてはいますが、年2回目の調査の中で、年1回目に回答できなかったものについては、年2回目のときに回答してもよいと生徒達に周知しておりますので、委員のご指摘の、例えば学校行事は、調査・回答期間を長くっておりますので、その期間ずっと忙しいことはなかなかないかと思うのですが、先ほど言ったスマホなどで回答することによって、短い時間でも回答できる取組をしておりますし、今申し上げた2回目の調査でも、回答漏れがあればという話をしていますので、

できるだけすくい上げるような取組をしているところです。

笠原委員 今回の調査で、60代以降の教職員に対するセクハラの様子が分かったと書いてあるのですが、以前から年代別というか、研修の対象というか、内容や項目などは、当然やっているわけですね。今回の調査を受けて、これも先ほどの常陸委員のご質問を受ける形になるのですが、そういう年代別の研修や内容などの見直しは考えているのでしょうか。

行政課長 委員のご指摘のとおり、不祥事防止研修、セクハラを含めて、各年次研修、初任者研修や20年経験者研修、ベテランの方の研修を行っております。昨年度から調査結果をより詳細に分析し、不祥事防止の効果的な取組に資するために、効果分析を昨年度から実施しました。委員のご指摘のとおり、昨年度から、50代、今年度は60代の方で過半数を占めている。やはり一定の年齢、行為の内容に違いはないのですけれども、年齢の偏りはやはりあるのかと。昨年度、不祥事防止の効果検証をする中で、そういった年代に偏りがある、モデル校の取組の中で、その当事者、例えばセクハラでしたら、50代、60代が多いということで、その当該年代の50代、60代が研修を企画することによって、自分ごととして取り組むことができた、効果が一定認められたのかと思います。先日の教育委員会でご報告したところですけれども、こういった昨年度のモデル校の取組、50代、60代の割合が多いので、そういった方が研修を企画できるような、各学校の取組支援を今年度から実施していきたいと思っていますので、それを引き続きしっかりとやっていきたいと思っています。

笠原委員 なかなかその年代の方々の意識を変えていくことは、本当に難しいことだと思います。やはりその方々に関しては、ある意味、集中的に繰り返し研修を重ねていくしかないことと、あとはやはり若い世代の方々に、これから学校を担っていく方々に、しっかりとその趣旨を伝えていただくという両方から、引き続きの努力を続けていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

行政課長 今回の調査結果を教育委員会に報告後、学校にフィードバックする予定です。今申し上げた年代別の分析を踏まえて学校にフィードバックすることによって、校内研修に役立てていきたいと思っています。

吉田委員 他によろしいですか。

佐藤委員 特別支援学校の生徒は、なかなか自分で申告が難しかったりする場合もある一方で、一対一の指導を受けるような場面もあるので、少しリスクはあるのかと思うのですけれども、特別支援学校の生徒が申告しやすいようにする工夫はどのようにされていますでしょうか。

行政課長 委員のご指摘のとおり、校種別を見ると、特別支援学校の生徒の回答が少ないことは事実です。特別支援学校の生徒が回答しやすい一つの取組として、保護者に対して

の説明書を、分かりやすい資料を作るという形によって、学校の状況に応じて、お答えできるような形で取組を進めているところです。今回、特別支援学校の生徒から回答があったものは、教員からではなく、生徒間のセクハラが5件ありました。生徒が多分、好意からついてくる、近くに寄ってくるがありました。特別支援学校だけではないですけれども、生徒間でもセクハラはあるということを、学校の状況に応じて指導していく、ケアをしていくことが必要かと思っておりますので、引き続き生徒達が回答しやすい取組をしっかりと継続するとともに、その防止について取り組んでいきたいと思っております。

吉田委員

大切なことです。是非よろしく願いいたします。

私からも1点だけ。2/18ページのところで、基本的な話ですけど、「自分自身の被害」が91件、「他の生徒の被害」が81件ということですけど、「自分自身の被害」は当然、「私が被害を受けました」と言って申告するものですよ。「他の生徒の被害」というのは、「誰さんがそういった被害に遭っているみたいです」という形で申告したということですよ。となると、Aさんが被害に遭って「私が被害を受けました」、B・Cさんが「Aさんが被害に遭っています」と申告したのだったら、件数としてダブりますよね。件数として、そのダブリを除くと何件ぐらいになるのですか。

行政課長

重複の部分は延べでやっているの、単純に積み上げた。この区分で分けると、「自分自身の被害」が91人なので。

吉田委員

91人の方が被害を受けたと手を挙げました。それを見ていた81人の人が、皆が同じように申告したのだったら91件だものね。

行政課長

そうですね。

吉田委員

でも、本人が言わないで、81人の人が「あの人が被害を受けていた」ということであれば、プラスアルファの数だものね。その辺の実態というのを少し知りたいと思ったので。

行政課長

例えば、Bさん・Cさんが「Aさんが先生からセクハラを受けています」という話であれば、この部分は81件の方で計上されてきます。

吉田委員

Aさんが「被害を受けた」と手を挙げました。Bさん・Cさんが、「Aさんが被害を受けているみたいです」という報告が、81件の中には入っているんですよ。となると、この1件はプラス。2件増して計算されるよね。

行政課長

Aさんにプラスということですか。Aさんが自分で「被害を受けています」と、それで、「Aさんが被害を受けています」ということをBさんが言うてくるということですか。

おける体罰等の実態把握に関する調査の結果等」について報告するものです。

「Ⅰ 県立学校における体罰等調査」です。「1 調査対象等」「2 調査対象期間」「3 調査方法」については、資料に記載のとおりです。なお、「1」

「(3)」に記載のとおり、対象となる体罰等は、学校生活全般における教職員等による体罰や不適切な指導であり、今年度から「不適切な指導」を調査対象に追加しました。これは、昨年度における議会や教育委員会等からの意見を踏まえ、反映させたものです。

「4 調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案は2件、不適切な指導事案は23件でした。その下の表は、調査によって把握した事案の件数を、申告者別に記載しています。さらに、表の下にある四角囲みには、今回の調査で把握した体罰事案2件の事例を、また、今回の調査で把握した不適切な指導事案23件のうち、主な事例を掲載しています。体罰の事例では、児童・生徒及び保護者からの申告で把握したのものとして、授業中、プリントを乱暴に取った生徒を指導する際、廊下に連れ出そうとして、右腕を掴んで引っ張り、当該生徒はよろけて右後頭部と肩をロッカーにぶつけた事案などがありました。また、不適切な指導の事例では、授業中、別の教科に取り組んでいた生徒を指導する際、当該生徒から反発を受けたため、黒板を平手で叩き、大声で怒鳴った事案などがありました。

2/19ページをご覧ください。次に、「Ⅱ 市町村立学校における体罰等調査」です。政令3市を除く県内の全ての市町村教育委員会が、県の実施要項を参考に、各々の方法により体罰等の実態把握調査を実施しました。「1 調査対象等」「2 調査対象期間」については、資料に記載のとおりです。

「3 調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案は4件、不適切な指導事案は104件でした。その下の表は、調査によって把握した事案の件数を、申告者別に記載しています。さらに、表の下にある四角囲みには、今回の調査で把握した体罰事案4件の全ての事例を、また、今回の調査で把握した不適切な指導事案104件のうち、主な事例を掲載しています。体罰の事例では、教職員等からの申告で把握したのものとして、休み時間、友達とのトラブルについて再三注意していた児童が、当該教諭との約束を破ったため、児童の頭を素手で1回叩いた事案などがありました。また、不適切な指導の事案では、授業中、児童に対して「水泳はできるけど、かけ算はできないね」と発言した事案などがありました。

3/19ページをご覧ください。次に、「Ⅲ 令和6年度の体罰事案の状況」です。令和6年度の体罰事案は、前述の体罰等調査によって把握した事案6件を加え、16件でした。下の表をご覧ください。この表は、体罰の発生した場面を、「授業中」「部活動中」などに区分して、学校種ごとに体罰の件数を記載しています。また、括弧内の数字は、体罰等調査によって把握した件数を内数として表記しています。

「1 県立学校」の表の中ほど、合計欄の列をご覧ください。令和6年度は、「授業中」で1件、「部活動中」で6件、「その他(昼休み・放課後等)」で1件の、合計8件の体罰がありました。なお、表の下の二つ目の※(米印)に記載のとおり、令和6年度の部活動中の6件については、令和5年度以前に発生し、令和6年度に体罰と認定した事案4件を含んでいます。

次に、「2 市町村立学校」の表の中ほど、合計欄の列をご覧ください。令和6年

度は、「授業中」で1件、「部活動中」で2件、「その他（昼休み・放課後等）」で5件の、合計8件の体罰がありました。

「3 総合計」ですが、令和6年度の体罰は、県立学校と市町村立学校を合わせて、表の最下段の合計欄に記載のとおり16件となり、そのうち、体罰等調査で把握したものが6件です。

4/19ページをご覧ください。「IV 総括」です。「1 県立学校」では、部活動中における体罰は前年度の3件から6件に増加。授業中における体罰、その他の場面における体罰は、いずれも前年度と同じ1件。特別活動中における体罰は前年度の1件から0件に減少しました。

次に、「2 市町村立学校」では、その他の場面における体罰は前年度の3件から5件に増加。部活動中における体罰は前年度と同じ2件、特別活動中における体罰は前年度と同じ0件。授業中における体罰は前年度の2件から1件に減少しました。

最後に、「V 今後の対応」です。今後も体罰等の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要があると考えております。各学校では、児童・生徒指導や部活動において、体罰等の未然防止のための環境整備や体罰防止リーフレットの活用、人権教育研修の実施等を行い、体罰等を許さない学校風土づくりに努めていきます。

また、令和6年度の体罰事案及び不適切な指導事案の事例について、各学校へフィードバックすることにより、教職員の意識啓発を図ります。なお、今回の調査結果を見ると、部活動中における体罰が多くなっていることから、部活動担当の教員が参加する会議などにおいて、体罰等の防止について引き続き周知徹底してまいります。

最後に参考として、5/19ページから12/19ページにかけて、県立学校の調査書式、13/19ページ以降は、市町村立学校の調査書式等を添付しております。報告は以上です。

吉田委員 何かご質問はありますか。

佐藤委員 体罰と不適切な指導の区別のメルクマールを教えていただきたいのと、それから、市町村調査においては同じ基準を示して、市町村の方に判断してもらったと思うのですが、それが上がってきた結果、県の方において、いやこれは不適切な指導ではなくて体罰ではないかと思ったような事案があったか、なかったかを教えてください。

学校支援課長 まず、体罰についての定義ですけれども、体罰の定義は文部科学省の通知において、児童生徒に対して懲戒を行うことは認められているのですが、例えば、殴る・蹴る等、身体に対する行為や長時間正座をさせるなど、あるいは肉体的苦痛を与えるようなものは、体罰とされています。その上で、教職員が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、時間的環境等の諸条件、これらを総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるとされています。また、体罰は学校教育法において禁止されており、学校長及び教員は、児童生徒への指導にあたり、いかなる場合も体罰を加えることはできないと規定されております。この体罰に当たらない暴言や、振る舞い

などといったものは、不適切な指導と判断しております。

子ども教育支援課長 市町村から回答のあった不適切な事案については、全部で104件でした。その104件の内容も確認しましたが、市町村が判断したとおり不適切な指導と認めております。

佐藤委員 30分走らせたなら、その子の年齢に比して、少し長かったということなのでしょうか。それとも、5分だろうが10分だろうが体罰に当たるということなのでしょうか。

子ども教育支援課長 これは諸条件の中に該当しまして、気温と湿度から判断されたものと捉えております。

吉田委員 他にはありますか。

笠原委員 3/19ページの「3 総合計」のところで、今年度の体罰調査によって把握した件数が、内数として6件ある。この間の変遷を見ると、今回6件ということで件数自体も多いのですが、この体罰調査以外で、日常的な先生方の見取りや対応の中で、令和2年度から令和5年度までは、日常の中できちんと体罰を捉えることができているというように私はこの数字を捉えます。今回は6件ということで、体罰調査によって初めて明らかになったということが、学校の体罰に対する意識が少し弱くなっているのかとも、若干危惧するところがあるのですが、担当課としてはこの数字についてどのような認識をされているのかということと、この数字等に対してどんなフィードバックをされるのかという2点をお願いします。

学校支援課長 まず、県立学校の部活動中の体罰6件について、体罰として前年度以前に行われた行為で、令和6年度に体罰認定されたものが、実は4件含まれており、その部分については、年度末に事案が上がったりした場合には、調査が年度内に終わらずに年度を跨いでしまうという状況もあり、従来はその部分の数字が宙に浮いてしまっていたのですが、昨年度から、体罰が認定された年の数字に入れるという形でやっておりますので、年度を跨いだものが、たまたま4件起こってしまったと考えております。体罰等調査で把握した6件について、数がそういう形で増えてきていることは、やはり重く考えておりますので、引き続き教員の研修や、あるいは様々な会議等での呼びかけを含めて、体罰についての認識を薄まらせることのないような取組は続けていかなければいけないと考えております。

笠原委員 県立学校の部活動中の体罰については、冒頭で説明いただいていたのですよね。ですから、実際には令和6年度は2件ということなのですよね。分かりました。とにかく全体として、この数が減っていくことが一番理想的なので、引き続きの対応をお願いしたいということと、逆に不適切な対応について、今回調査に入れたことによって、学校側の対応の難しさのようなどころについて、何か所管課の方にお声があったら、聞かせていただけますか。

学校支援課長 県立学校においてですけれども、不適切な指導を調査の対象に入れたことで、学校側も不適切な指導というものに対する認識が高まったと思われます。従来調査でも、不適切な指導という形で上がってきた案件はあったのですが、やはり調査項目に入ることによって、もう一度そこを洗い直すということにもなりますので、より体罰及び不適切な指導に対する学校の意識・認識が高くなったのではないかと我々は考えております。

笠原委員 先ほどの佐藤委員のご質問にあった、メルクマールというか、基準がバラついてしまう危険性も無きにしも非ずというところで、その辺りについて何かご意見等があったことはないですか。

学校支援課長 今年度の調査については、その判断については疑わしいものは全部上げるという形で、出てきたものについては我々が1個1個、同じ基準で精査をしていますので、その部分でぶれてしまったという報告は受けていませんし、判断ができないものについては、基本は疑わしかったら上げてくださというように対応しております。

笠原委員 なかなか、こういう調査が入ることによって、これは体罰だ、これは不適切だという明確な線が引きづらいという声は必ず上がってくると思います。疑わしいことは罰せずではないのですけれども、疑わしかったらきちんと戻してください、確認しますという、事務局は大変ですけど、丁寧な対応によって、先生方の意識の中に少しでも不適切な指導も含めて、根絶されていくことを継続的にお願いしたいと思います。

常陸委員 今回の調査のそれぞれの回答率は把握されていますか。

学校支援課長 回答率は特に、体罰については集計しておりません。

常陸委員 今回も教職員の方について、一部は、見たり聞いたりした事案については無記名でも可能ということなのですから、無記名の事例数は把握していますか。

学校支援課長 無記名の事例数は把握していないのですが、ただ、上がってきた案件については全て調査できています。要は無記名で調査ができなかったという案件はありません。我々の段階では無記名はほとんどなかったかと思いますが、上がってきたものは全て調査できております。

吉田委員 私からも一つだけ。セクシュアル・ハラスメントの方は、年齢別で統計が出ていたかと思いますが、60代以上に多かったと。体罰はどうですか。年齢別のものは。

学校支援課長 そこも調査をしたのですが、年齢は非常にばらけておりまして、20代から60代までばらけているので、特に何十代が多いなどという形は、今回の調査では出てきておりません。

吉田委員 それでは、他によろしいですか。

笠原委員 1件だけ。参考で政令市の方へも、今も参考送付はしているのですか。市町村へ。

子ども教育支援課長 市町村教育委員会とは、情報共有を図っております。

笠原委員 情報共有を図っていると。

子ども教育支援課長 はい。

吉田委員 特によろしいですか。
他にご質問がなければ、閉会について教育長にお願いします。

教育長 以上をもちまして、本日の日程は終了となりますので、これにて閉会とさせていただきます。